

委託業務処理要領

1 除雪場所

- (1) 所在
富良野市新富町3番1号 上川農業改良普及センター富良野支所構内
- (2) 除雪範囲
別紙図面のとおり

2 除排雪の方法

- (1) 除排雪業務
 - ア 除排雪は、原則として北海道の休日（北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）に規定する北海道の休日をいう。以下同じ。）を除く日とし、10センチメートル以上の降雪があった際に、別添図に示す箇所について午前8時00分までに歩行、車両の通行及び駐車に支障のない状態とすること。
なお、北海道の休日に除排雪の必要が生じた場合は、別途指示する。
 - イ 集雪及び排雪の場所は委託者の指定する場所とし、敷地外に投棄するときは、受託者が保有する雪捨て場に投棄すること。
 - ウ 除排雪は、前各項によるほか業務担当員の指示によること。

3 車両の使用及び規格等

- (1) 業務の実施に当たり、使用除雪機械一覧表を提出するものとする。
また、使用除雪機械一覧表に記載されている車両の車検証、損害賠償責任保険証明書及び保険契約明細書の写しを提出すること。
業務に使用する車両については、使用除雪機械一覧表に記載されている車両を使用するものとし、記載されていない車両の使用は認めない。
なお、使用する車両には、タコグラフチャートを付けるものとし、当該タコグラフチャートは北海道上川総合振興局分の作業時間を明記すること。
- (2) 業務に使用する車両の規格（装置）は、次のとおりとする。

名 称	車 両	規 格（装置）
除雪ドーザ	本体トラクターショベルホイール	バケット 1.5m ³ 以上
ダンプトラック		10 tクラス又は14m ³ 以上

なお、使用する車両は、上記の規格を満たしていればよいこととし、作業効率を阻害しない範囲において、上記規格を上回る車両を代用することができるものとする。

この場合の代用車両についても、(1)に準じ使用除雪機械一覧表を提出するものとする。

また、除雪ドーザの装置については、上記記載の規格を上回るプラウ等の装置によって業務を実施することができるものとする。

4 作業時間の算定

契約書第10条に掲げる作業時間については、実稼働時間をもって算出するものとし、車両格納庫と除雪場所の移動時間及び休憩時間等は作業時間に含まないものとする。

5 安全の確保

業務の処理に当たっては、関係法令を遵守し、作業中の事故防止について十分注意を払うとともに、構内施設等に損傷を与えることのないよう留意すること。

なお、業務の処理に関し事故等があった場合は、速やかに業務担当員に報告し、その指示を受けること。

6 業務の報告

業務が完了したときは、別紙除排雪作業記録表（タコグラフチャート原本または写しを添付）を提出すること。

7 その他

- (1) 業務の実施に当たり、別紙業務実施者名簿を提出するものとし、業務実施者には、あらかじめ対象箇

所等の確認を十分に行わせるとともに、必要に応じ写真を撮るなど作業効率を確保すること。

なお、業務実施者名簿には運転免許証の写しを添付すること。

- (2) 各業務実施中は、作業員に身分証明書等を常時携帯させるものとし、業務担当者等から提示を求められた場合は、身分証明書等を提示すること。
- (3) 業務に必要な機材及び消耗品については、受託者の負担とする。
- (4) その他この要領に定めのない事項、疑義が生じた場合は、業務担当員に報告し指示を受けること。